

日野市立七生中学校 PTA

令和 2 年度 WEB 臨時総会 議案書

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため生徒たちの学校生活、日常生活が制限されている中頑張っている様子を見て私たち保護者として何ができるか問いかけながら P T A 活動をすすめております。昨年から検討してきました入退会について整いましたので、令和 3 年度からの実施に向けて NP メール(アンケート付) および七生中学校 HP を利用した WEB 臨時総会 を下記期間で行います。

つきましては、下記回答期間内に NP メール登録をされている各ご家庭で保護者 1 名のみの回答をお願いします。

回答期間 12月14日(月)～12月18日(金)

午後 6 時 0 0 分まで(厳守)

臨時総会 次第

本来なら P T A 会員の皆様にお集まりいただき開催すべきですが、コロナ禍の中密を避けるため、今回の WEB による開催とさせていただきますことをご了承ください。

- 【1】開会の辞【省略】12月14日(月)午前10時00から
- 【2】令和 2 年度 P T A 会長挨拶・・・NPメール発信に代えさせていただきます。
- 【3】総会成立宣言・NPメールを会員全登録者に発信のため成立とさせていただきます。
- 【4】議長団選出【省略】WEB方式によるため
- 【5】議事 ※第一号議案～第二号議案について HP でご確認のうえ、ご回答ください。

第一号議案 P T A 向上委員会活動報告・・・・・・・・【P1】

【参考資料一式 P7-P14 参照】(お知らせ、P T A 活動同意書、非同意書、退会届)

第二号議案 会則及び細則の改定・・・・・・・・【P2-P6】

(※本 P T A の細則は、運営委員会で改定することができますが、今年度は、運営委員会の開催ができないこと、会員の入退会に関する会則の改定と合わせた細則の改定で内容が会員の個人情報保護に関することから本議案とさせていただきます)

【資料 1 P2-P3】

日野市立七生中学校 P T A 会則 第四章 会員 / 第五章 経理 の改定(案)

日野市立七生中学校 P T A 会則 第六章 役員～第十六章 改正 の改定(案)

【資料 2 P4-P6】

日野市立七生中学校 P T A 会の運営に関する細則

第一章 総会/第六章 個人情報の取り扱いについて改定(案)

【別添資料】

日野市立七生中学校 P T A 会則(案)

- 【6】議長団解任【省略】WEB方式によるため

- 【7】閉会の辞【省略】12月18日(金)午後6時00分まで

所 在 〒191-0041 日野市南平6丁目7-1

名 称 日野市立七生中学校 PTA

※この総会議案書と現 P T A 会則をご確認のうえ、ご回答ください。

※この総会資料は1年間、P T A 会則は3年間大切に保存してください。

令和2年度 PTA 向上委員会 活動報告

1. 令和2年7月11日（土） P T A向上委員会立上げ

＜構成メンバー（7名）＞

四役（委員長、副委員長、書記、会計）

前年度役員 副会長1名 書記1名 会計1名

本年度役員 会長1名 副会長1名 書記1名 会計1名

※上記メンバーと学校長と相談しながら行いました。

＜内 容＞

- ・特別委員会「PTA 向上委員会」の立上げの経緯と PTA 入退会の意思確認の必要性を会員へ周知した状況と前年度までの検討した内容の説明等

＜活動費＞

- ・10,000円

2. 令和2年7月25日（土）第1回P T A向上委員会

＜内容＞入退会届に記載する情報、提出時期、管理方法、更新時期等の検討

3. 令和2年8月29日（土）第2回P T A向上委員会

＜内容＞提出書類の提案、様式名称、教職員の確認方法、会則改定案等

4. 令和2年9月26日（土）役員会へP T A向上委員会検討結果報告と提案

5. 令和2年10月14日（水）役員会からの承認事項の確認

6. 令和2年11月30日（月）～12月3日（木）

WE B臨時総会前の議案の委員会確認、回答

7. 令和2年12月14日（月）～12月18日（金）

WE B臨時総会の議案の確認、回答

8. 令和2年12月18日（金） 回答期限をもってPTA 向上委員会 解散

立上げから約半年間でしたが、皆様のご協力によりP T A向上委員会としての役割を果たすことができました。より良い七生中P T Aになりますように皆様のご協力をお願いします。ありがとうございました。

七生中学校P T A向上委員会一同

会則 改定（案）

以下のとおり、PTA会則 第四章 会員の改定（案）に伴い、第五章から第十六章について合わせて改定（案）いたします。

< 改定（案） >

日野市立七生中学校PTA会則 第四章 会員 / 第五章 経理 の改定（案）	
現 行 （網掛け部を改定）	改正案（下線部が改定箇所）
第四章 会員 第五条 この会の会員は次の通りである。 1. <u>七生中学校に在籍する生徒の保護者</u>またはこれに代わる者。 2. <u>七生中学校に在職する教職員。</u> 第六条 会員はすべて平等の権利と義務を有する 又<u>所定の会費を負担しなくてはならない。</u>	第四章 会員 第五条 この会の会員は次の通りである。 1. <u>七生中学校に在籍し、入会の同意をした生徒の保護者</u>またはこれに代わる者。 2. <u>七生中学校に在職し、入会の同意をした教職員。</u> <u>第六条 会員は、退会する意思の届け出をもって、この会を退会することができる。</u> <u>第七条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。（以下削除）</u>
第五章 経 理 第七条 （条番号の変更） 第八条 この会の会費は、一会員につき月額200円とする。ただし、事情により運営委員会の承認を得て徴収を減免することができる。 <u><PTA会費の徴収、返金について></u> <u>転入の場合は月割り計算で徴収し、転出の場合は月割り計算で返金をする。</u> <u>転出者の方は転出が分かった時点で副校長、会計まで連絡を入れる。</u> 第九条～第十一条（条番号の変更）	第五章 経 理 <u>第八条 （条番号の変更）</u> <u>第九条</u> この会の会費は、一会員につき月額200円とする。ただし、事情により運営委員会の承認を得て徴収を減免することができる。 <u>二. 徴収 同条一項により徴収を減免する場合を除き年間2,400円を一括徴収するものとする。年度途中の入会または、転入による入会の場合は、月割り計算で徴収する。</u> <u>三. 返金 年度途中の退会または、転出の場合は、月割り計算で返金をする。</u> <u>四. 算出日 同条二項及び三項で算出する月数は、届け出日の次の月より算出する。</u> 転出者の方は、転出が分かった時点で副校長、会計まで連絡<u>するものとする。</u> <u>第十条～第十二条（条番号の変更）</u>

日野市立七生中学校PTA会則 第六章 役員～第十六章 改正 の改定（案）	
現 行 （網掛け部を改定）	改正案（下線部が改定箇所）
第六章 役員 第十二条～第十八条 （条番号の変更）	第六章 役員 第十三条～第十九条 （条番号の変更）
第七章 会計監査委員 第十九条～第二十二条 （条番号の変更）	第七章 会計監査委員 第二十条～第二十三条 （条番号の変更）
第八章 役員選考委員会 第二十三条～第二十五条 （条番号の変更）	第八章 役員選考委員会 第二十四条～第二十六条 （条番号の変更）
第九章 常置委員会 第二十六条 （条番号の変更）	第九章 常置委員会 第二十七条 （条番号の変更）
第十章 総会 第二十七条 （条番号の変更） 第二十八条 総会は、定期総会および臨時総会とする。 1. 定期総会は原則として毎年4月に開催する。臨時総会は運営委員会が認めたとき、または、会員の十分の一以上の要求があったとき、委員総会の決議があったとき開催する。 2. 総会は会員の過半数（委任状を含む）をもって成立する。 第二十九条 （条番号の変更）	第十章 総会 第二十八条 （条番号の変更） 第二十九条 総会は、定期総会および臨時総会とする。 1. 定期総会は原則として毎年5月中旬までに開催する。臨時総会は運営委員会が認めたとき、または、会員の十分の一以上の要求があったとき、委員総会の決議があったとき開催する。 2. 総会は会員の過半数（委任状を含む）をもって成立する。 第三十条 （条番号の変更）
第十一章 委員総会 第三十条～第三十二条 （条番号の変更）	第十一章 委員総会 第三十一条～第三十三条 （条番号の変更）
第十二章 運営委員会 第三十三条～第三十七条 （条番号の変更）	第十二章 運営委員会 第三十四条～第三十八条 （条番号の変更）
第十三章 常置の委員会および臨時の委員会 第三十八条～第四十条 （条番号の変更）	第十三章 常置の委員会および臨時の委員会 第三十九条～第四十一条 （条番号の変更）
第十四章 役員と校長および副校長 第四十一条 （条番号の変更）	第十四章 役員と校長および副校長 第四十二条 （条番号の変更）
第十五章 細 則 第四十二条 （条番号の変更）	第十五章 細 則 第四十三条 （条番号の変更）
第十六章 改 正 第四十三条 （条番号の変更）	第十六章 改 正 第四十四条 （条番号の変更）

細則 改定（案）

以下のとおり、P T A会則 第四章 会員の改定（案）に合わせ以下のとおり細則 第六章 第十九条を改定（案）いたします。細則は、本来なら運営委員会での承認により改定できますが、本年度、運営委員会の開催が出来ないため、現在活動している委員会の承認を得たうえ、会則と同様細則 第一章 第一条に基づき出席者の過半数の同意を得て改定することとする。

< 改定（案） >

日野市立七生中学校P T A 会の運営に関する細則 の改定（案）	
現 行 （網掛け部を改定）	改正案（下線部が改定箇所）
第一章 総 会 第 一 条 総会は会長が招集し、そのつど別に議長を選出し運営する。 議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。 以降追記 第 二 条 ～ 第 十 八 条 変更なし	第一章 総 会 第 一 条 総会は会長が招集し、そのつど別に議長を選出し運営する。 議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。 <u>二. ただし、会長が招集による開催が困難と判断した場合、役員会の承認を得て、会員へ周知したうえ、NPメール等を活用したWEB総会とすることができる。</u> <u>WEB総会の場合の議決は、回答者の過半数とする。</u> <u>三. 二項によらないで、WEB総会を行う場合は、運営委員会の承認を得た場合に限り行うことができる。議決は、2項による。</u>
第六章 個人情報の取り扱いについて 第十九条 個人情報の取得や利用、管理については個人情報保護法に基づいて、日野市立七生中学校P T Aとして利用目的以外の目的では利用いたしません。	第六章 個人情報の取り扱いについて 第十九条 <u>個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）及びその他の関連法令、ガイドライン等を遵守して、七生中学校P T A個人情報取扱規定に基づき適切に管理、利用、提供を行うものとし、七生中学校P T Aとしての利用目的以外の目的では利用しない。</u> <u>第二十条 七生中学校P T A個人情報取扱規定については、細則（付則）に定める。</u>

付則

七生中学校PTA個人情報取扱規定（案）

（目的）

第 一 条 本規定は、日野市立七生中学校 PTA（以下「本会」という）が運営上取得した個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、本会の運営に従事する全ての者がその責任を認識し、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定める。

（定義）

第 二 条 「個人情報」とは個人に関する情報であつて、氏名、生年月日等または、音声、画像等により特定の個人を識別することができるものをいう。

「個人情報データベース」とは特定の個人情報を電子計算機、紙等を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

「個人データ」とは、個人情報データベースを構成する個人情報をいう。

（責務）

第 三 条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努める。

（管理者及び取扱者）

第 四 条 本会における個人情報の管理者は会長とし、取扱者は本会役員及び各委員会の四役とする。

（秘密保持義務）

第 五 条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報を運営上関係なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（取得方法および破棄）

第 六 条 本会は、個人情報を取得するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示したうえで取得するものとする。

二、会則 第四章 第五条に該当しなくなった場合、取得した個人情報の破棄は、適正な管理の元、当該年度における定期総会後、個人が特定できないように適切かつ速やかに破棄するものとする。

（利用）

第 七 条 本会は、取得した個人情報を次の目的に利用する。

1. PTA 会費の集金、管理に関すること。
2. 本会に関わる行事等に関わる文書の送付に関すること。
3. 役員名簿、各委員会の委員名簿の作成に関すること。
4. 委員選出、ならびに本部役員等の選考活動に関すること。
5. 本会に寄せられた質問等に対する回答に関すること。
6. 会員が必要となる情報の伝達や照会に関すること。

（利用目的による制限）

第 八 条 本会は、取得した個人情報を前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、本人の同意を得ずに利用しない。

（第三者提供の制限）

第 九 条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要な場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

5. 本会で委託する合唱祭の録画媒体の販売等に関わる個人情報を提供する必要がある場合
但し、提供した個人情報の適正な取扱いと適切な管理について徹底します。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第十条 本会は、個人情報を第三者（第九条第1号から第5号の場合を除く）に提供したときは、次の事項について記録を作成し保存する。

1. 提供した年月日
2. 第三者の氏名
3. 提供する対象者の氏名
4. 提供する情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨

記録は提供を行った日から3年間保存する。但し、既に記録が作成されている事項と内容が、同一であるものについては記録を省略する。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第十一条 本会は、第三者（第九条第1号から第5号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 提供を受けた年月日
2. 第三者の氏名
3. 第三者が個人情報を取得した経緯
4. 提供を受ける対象者の氏名
5. 提供を受ける情報の項目
6. 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

記録は提供を受けた日から3年間保存する。但し、既に記録が作成されている事項と内容が同一であるものについては記録を省略する。

(情報の開示等)

第十二条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、訂正、追加、削除を含む を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。求められた措置をとらない、または異なる措置をとる場合は理由を添えて本人に通知する。また、次の項目のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しない。

1. 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
2. 当会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
3. 他の法令に違反することとなる場合

(苦情の処理)

第十三条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努める。

(周知及び改正)

第十四条 個人情報取り扱いの方法は、総会等で会員に周知する。規約の改正又は実務上の不備が発生した場合は、運営委員会において審議し承認をもって改訂することができる。なお、本規約を改定した場合は、本条に定める周知方法をもって会員へ周知する。

(規定の改廃)

第十五条 この規定の改廃は、運営委員会において協議決定する。

(その他)

第十六条 本規定に記載ない場合は、運営委員会にはかり処理する。

付 則

1. 本規定は、令和2年12月18日より施行する。

参 考 様 式 一 式

令和 2 年度 WEB臨時総会にて議案成立後使用予定の様式を参考として掲載しました。

注) この様式は議案案件ではありませんので、変更する場合があります。

新入生保護者の皆様

日野市立七生中学校PTA
会 長 峰尾 浩文

七生中学校PTA活動へのご協力をお願い

梅花の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

今春、七生中学校にご入学される新入生保護者の皆様に、PTAのご案内をさせていただきます。

七生中PTAでは、生徒たちが安全・安心に学校生活を過ごせるように先生方と協力して活動しております。PTAは任意団体ですので、活動への参加は決して強制するものではありませんが、保護者の皆様一人一人のご協力により活動が成り立っています。

下記についてご理解のうえ、PTA活動へのご協力をお願い申し上げます。

PTA活動について

七生中PTA会則（令和2年12月18日改定）（資料③）および各活動のご案内（資料④）をご参照ください。

PTA会費の集金について

PTA会費は、学校のご協力の基、教材費等の引き落としと合わせて同口座より毎年6月頃に引き落としにより、年間2400円（月200円の12か月分）を集金させていただいております。（資料⑤参照）

個人情報の取り扱いについて

七生中学校PTA個人情報取扱規定（資料③）をご参照ください。

<PTA活動同意に関する届け出の提出について>

七生中PTAの活動およびPTA会費、個人情報の取り扱いに際し、ご同意いただけたら別紙「PTA活動への同意書」（水色の用紙）に必要事項をご記入ください。

なお、各活動へご同意がいただけない方は、別紙「PTA活動への非同意書」（黄色の用紙）にご記入ください。ご提出いただいた届出は、卒業または転校まで有効となります。

「活動同意書」（水色の用紙）もしくは「活動非同意書」（黄色の用紙）を
入学説明会の当日か4月 7日（水）の入学式保護者受付にてご提出ください。
保護者の皆様全員の提出のご協力をお願いします。

<お問合せ先>

何かございましたら七生中PTA nanaopta@yahoo.ne.jp までご連絡ください。

在校生の保護者の皆様

日野市立七生中学校PTA
会 長 峰尾 浩文

七生中学校PTA活動へのご協力をお願い

日頃よりPTA活動にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

令和2年12月14日から令和2年12月18日の期間でWEB臨時総会を開催し承認されましたとおり、令和3年度よりPTA活動におきまして、保護者の皆様から下記について参加の同意の確認をいただいたうえで活動することとなりました。

つきましては、在校生のPTA会員の皆様におかれましてもPTA活動同意に関する届け出の提出のご協力をお願いいたします。

なお、PTAは任意団体で、活動への参加は強制するものではありませんが、生徒たちが安全・安心に学校生活を過ごせるように先生方と保護者の皆様一人一人のご協力により活動が成り立っています。引き続きPTA活動へのご協力をお願いいたします。

PTA活動について

七生中PTA会則（令和2年12月18日改定）（資料③）および各活動のご案内（資料④）をご参照ください。

PTA会費の集金について

PTA会費は、学校のご協力の基、教材費等の引き落としと合わせて同口座より毎年6月頃に引き落としにより、年間2400円（月200円の12か月分）を集金させていただいております。（資料⑤参照）

個人情報の取り扱いについて

七生中学校PTA個人情報取扱規定（資料③）をご参照ください。

<PTA活動同意に関する届け出の提出について>

七生中PTAの活動およびPTA会費、個人情報の取り扱いに際し、ご同意いただけましたら別紙「PTA活動への同意書」（水色の用紙）に必要事項をご記入ください。また、各活動へご同意いただけない方は別紙「PTA活動への非同意書」（黄色の用紙）にご記入ください。ご提出いただいた届出は、卒業または転校まで有効となります。

「活動同意書」（水色の用紙）もしくは「活動非同意書」（黄色の用紙）を
令和 年 月 日（〇）までに、担任の先生にご提出ください。
保護者の皆様全員からの提出のご協力をお願いします。

<お問合せ先>

何かございましたら七生中PTA nanaopta@yahoo.ne.jp までご連絡ください。

生徒一人につき1枚ご提出ください

参考様式①
新入生用

入学説明会もしくは入学式の受付時に提出

七生中PTA活動 同意書

PTA会長 殿

生徒在学中のPTA活動への参加、PTA会費引き落とし、個人情報の取り扱いに同意します。

令和 年 月 日提出

(ふりがな)

・ 提出する保護者のお名前

連絡先電話番号

(ふりがな)

お名前

連絡先電話番号

(ふりがな)

・ 生徒のお名前

年 組

(ふりがな)

・ 七生中に在籍している兄弟のお名前

年 組

年 組

年 組

※ ご提出された個人情報は、PTA会則第六章および細則 七生中学校PTA個人情報取扱規定に則り、PTA活動の為にのみ使用し、それ以外のことには使用いたしません。

※ この同意書は在学期間中有効とします。

生徒一人につき1枚ご提出ください

参考様式②

1・2年生用

入学説明会もしくは入学式の受付時に提出

七生中PTA 活動同意書

PTA会長 殿

生徒在学中のPTA活動への参加、PTA会費引き落とし、個人情報の取り扱いに同意します。

令和 年 月 日提出

(ふりがな)

・ 提出する保護者のお名前

連絡先電話番号

(ふりがな)

お名前

連絡先電話番号

(ふりがな)

・ 生徒のお名前

年 組

(ふりがな)

・ 七生中に在籍している兄弟姉妹のお名前

年 組

年 組

年 組

※ ご提出された個人情報は、PTA会則第六章および細則 七生中学校PTA個人情報取扱規定に則り、PTA活動の為にのみ使用し、それ以外のことには使用いたしません。

※ この同意書は在学期間中有効とします。

生徒一人につき1枚ご提出ください

参考様式③

新入生用

入学説明会もしくは入学式の受付時に提出

七生中PTA活動 非同意書

PTA会長 殿

七生中PTA活動に参加いたしませんので、PTA会費の口座振替をしないよう所定の手続きをお願いします。

令和 年 月 日提出

(ふりがな)

・ 提出する保護者のお名前

(ふりがな)

・ 生徒のお名前

年 組

下記に可能な範囲でご意見等のご記入をお願いいたします。

※ ご提出された個人情報は、PTA会則第六章および細則 七生中学校PTA個人情報取扱規定に則り、生徒が在学中は、本会個人情報の管理者（会長）の元、管理、保管させていただきます。ご理解、ご協力よろしくお願いいたします。

生徒一人につき1枚ご提出ください

参考様式④

1・2年生用

月 日 (○) 担任の先生に提出

七生中PTA活動 非同意書

PTA会長 殿

七生中PTA活動に参加いたしませんので、PTA会費の口座振替をしないよう所定の手続きをお願いします。

令和 年 月 日提出

(ふりがな)

・ 提出する保護者のお名前

(ふりがな)

・ 生徒のお名前

年 組

下記に可能な範囲でご意見等のご記入をお願いいたします。

※ ご提出された個人情報は、PTA会則第六章および細則 七生中学校PTA個人情報取扱規定に則り、生徒が在学中は、本会個人情報の管理者（会長）の元、管理、保管させていただきます。ご理解、ご協力よろしくお願いいたします。

生徒一人につき1枚ご提出ください

参考様式⑥

PTA会員用

七生中PTA 退 会 届

PTA会長 殿

七生中PTAから退会いたしますので、各手続きをお願いします。

令和 年 月 日提出

(ふりがな)

・ 提出する保護者のお名前

(ふりがな)

・ 生徒のお名前

年 組

下記に可能な範囲でご意見等のご記入をお願いいたします。

※ ご提出された個人情報は、生徒が在学中は、PTA会費等の所定の手続き上、PTA会則第六章および細則 七生中学校PTA個人情報取扱規定に則り、本会個人情報の管理者（会長）の元、管理、保管させていただきます。ご理解、ご協力よろしくお願いいたします。